

研究資金の使い勝手向上に向けた取組状況

「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」を平成20年3月以降これまで12回開催

- 研究者及び大学会計担当者から課題を抽出、整理
- 特に要望の高い課題から、随時対応中

テーマ	取組状況
制度により資金の使用の基準が様々	<p>① 資金の使用に関する標準化案(4件)を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○光熱水費 ○設備・装置使用料 ○施設使用料 ○人件費 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>競争的資金で雇用された研究者が有給休暇を取得できる新しい制度を導入(NEDO:率専従制度を参考)</p> </div> <p>→ 複数の制度で採用済み(全面採用した制度もあり)。 他の制度でも随時、採用を検討中。</p> <hr/> <p>② 費目の共通化案を検討中</p> <p>費目の共通化に向けた検討チームを設け、受け入れ側、配分側双方の意見を調整し、「費目の共通化案」の作成に向け、現在、最終調整中。</p>

競争的資金の使用ルール等の統一化に向けた課題

(「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」において抽出された課題)

1. 費目の統一化

各制度で、研究費の費目構造が異なっているため、申請時において負担となっている。これを踏まえ、「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」において「費目の共通化案」の作成が進んでいる。

2. 繰越手続きの簡略化

競争的資金（独立行政法人の運営費交付金によるものを除く）については、財政法第 14 条の 3 に規定される「繰越明許費」とされている。同法第 43 条の 3 により、「繰越明許費」については主務官庁が財務省の承認を経て、翌年度に繰り越すことができることとなる。これに基づき、繰越を必要とする研究者は、繰越額及び繰越理由等を記載した申請書を主務官庁へ提出し、主務官庁が財務省の承認を得て、繰越が可能となる。

一方、運営費交付金による競争的資金は、各独立行政法人内の手続きで、繰り越すことが可能であるが、各法人の中期計画期間をまたぐ繰越は認められていない。

3. 費目間流用ルールの統一化

すべての競争的資金において費目間の流用が可能である。しかし、ファンディング側の承認が必要なしに流用できる金額の範囲（割合や総額）は制度により異なっている。

4. 研究計画の変更手続きの簡略化

変更手続き（ファンディング側の承認）が必要とされる場合の金額の範囲や、手続きを行う場合の必要な書類などが制度ごとにより異なる。

5. 合算使用について

別々の競争的資金を合算して一つの装置を購入するなど、合算使用を認めることについて研究者側のニーズが高い。しかし、競争的資金は各々が特定の目的を持ち、それに沿った使途に特定されることから、それが混合されかねない合算は基本的には認められていない。

ただし、次のような取り扱いをする競争的資金もある。

- ・他の事業の用務とあわせて 1 回の出張を行う場合で、本事業との経費を区分できる場合。
- ・他の事業の用途とあわせて 1 個の消耗品を購入する場合で、本事業との経費を区分できる場合。
- ・大学の運営費交付金など使途に制限のない経費との合算使用。
- ・研究機関が大型の装置を購入し、複数の資金を対象に適切な使用料規定を策定した場合、使用料の支払いを認める。

6. 申請書・報告書の様式の簡略化・統一化